

総務産業常任委員会会議録

1. 開催日 令和7年6月16日(月) 9時00分～9時13分
2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
3. 出席委員 (6名)
委員長 渡邊 昌行 副委員長 福田 泰生 委員 南 雅彦
委員 山口 欣也 委員 山路 善己 委員 小林 豊
4. 欠席委員 なし
5. 説明のため出席した者の職・氏名
町 長 辻村 修一 副町長 田間 宏紀 教育長 山村 嘉寛
総務防災課長 内山 治久 税務住民課長 梅前 宏文 総務防災課長補佐 中西 司
総務防災課長補佐 坂出 雅也 税務住民課長補佐 川口 文香 生活環境室長 松田 臣二
6. 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 西岡 厚 同書記 福井希美枝
7. 会議録署名委員 山口 欣也 委員 山路 善己 委員
8. 委員会付託議案審査について
第1 議案第37号 玉城町印鑑条例の一部改正について
第2 議案第38号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第3 議案第39号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について
第3 議案第42号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止について

開会の宣告

(午前9時00分 開会)

○委員長(渡邊 昌行) おはようございます。予定の時間になりましたので総務産業常任委員会を始めさせていただきます。皆さんの協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員数は6名で、定足数に達しておりますので、総務産業常任委員会を開会します。

本委員会に、町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいただいております。

なお、現在はクールビズ実施期間中ですので、本委員会における上着の脱衣を許可します。

それでは開会に当たり、町長からの挨拶をいただきます。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 本日は、総務産業常任委員会に付託をいただきました議案4件についてのご審査、何卒よろしくお願いいたします。

○委員長(渡邊 昌行) 本日は、本委員会に審査付託されました議案4件の審査を行います。

初めに、会議録署名委員の指名をします。

本日の会議録署名委員は、山口欣也委員、山路善己委員の2名にお願いします。

それでは議事に入ります。

日程第1 議案第37号 玉城町印鑑条例の一部改正について

○委員長（渡邊 昌行） それでは、議事に入ります。

議案第37号 玉城町印鑑条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は、既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（渡邊 昌行） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

山路委員。

○委員（山路 善己） 山路。

はい説明していただいておりますけれども確認のためにもう一度質問させていただきます。

この議案第37号玉城町印鑑条例の一部改正について、この提案理由、マイナンバーカードの利用促進に向け、所要の整備を行うとともに、条文の見直しを行い、近隣市町と同じ内容とするものと、この説明ですが、要するにこの2条のただし書き、それから第5条1項2項、これはですね、マイナンバーカードでちゃんと役目を果たします。

そして、簡素化、されますと。そしてこれらはもう近隣の市町はすでにやっておりますと、そういうことでよろしいんですか。

○委員長（渡邊 昌行） 税務住民課、梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課長、梅前。

まずご説明さしてもらいますと2条のただし書き以降の登記法人以外の法人の関係でありますんですけども、こちらはですね各近隣市町記載がございませんでして、また併せて5条もそうなんですけども、そんな関係でですねこちらの方を削除させていただくということでマイナンバー云々かんぬんというのはですね、第8条の方で、これまで印鑑証明を登録するとですね、印鑑登録カードというのをお渡しておったわけなんですけども、現在はそのマイナンバーでコンビニ交付ができる関係からもですね、印鑑登録カードを必ず渡す必要がないんじゃないかということで、今回こういったことですね、印鑑登録カードも渡せますし、印鑑登録カードなしで、マイナンバー自体でその情報を出すことができますよというふうに改正させていただくものです。

なおですね、この印鑑登録の証明の方はですね、法定受託事務になるものですから、法務局の方にもですね、確認はさしていただいて、こういったことが問題ないかということも確認済みでございます。以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） よろしいですか。

はい、山路委員

○委員（山路 善己） 山路。

はい。よくわかりました。

法務局の確認もされて、間違いないように進めておられるんですね。

はい。そしたら今、コンビニでも、印鑑証明取っておる人もおりますし、私は先日、カードで発行してもらいました。そしてこの8条の第3項はこれ削除で、そしてこれ削除したことにより、4項が3項になると、それでこれ37がすべてですね。

○委員長（渡邊 昌行） はい、梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課長、梅前。

委員のおっしゃるとおりです。

○委員長（渡邊 昌行） はい、他よろしいですか。

小林委員

○委員（小林 豊） 小林。

今まで、法人登録が町で出来るっていうのは恥ずかしい話、知らんだような状態だったんすよね。法人登録っていう印鑑登録っていうと、法務局っていう関連になるのかなと思ったんですけど、実際これまでですね、その方針で登録されとる方っていうのは見えたんでしょうか。

○委員長（渡邊 昌行） はい、梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課長、梅前。

おっしゃるようになりますね基本的には法人になりますと法務局の方でね、登録になっておってですね、実際こちらの方も中身調べさしいたいたんですけどもそんな法人の方の登録がありませんでしたんで、ご報告申し上げます。

以上です。

○委員（渡邊 昌行） 小林委員。

はい、ということは、全く今までそういうことがなかったっていうんで近隣に合わせて、今回削除するというこういう考えでよろしいわけですね。

○委員長（渡邊 昌行） 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課長、梅前。

おっしゃるとおりでございます。

○委員長（渡邊 昌行） はい、他よろしいですか。

○委員長（渡邊 昌行） 福田副委員長。

○委員（福田 泰生） はい、福田です。

今の、今までのお話、質問、答弁いただきましたが、この条例を一部改正するにあたり文中のものを削除なり何なりするということですが、このタイミングになってしまった。経過を聞いておりますと、もうほとんど法人の印鑑登録も必要ないんじゃないかと

いうのもかなり前から見えていたのではないかと。

もしこれが見えていなく、このタイミングまで見えていなかったのであれば、なぜ今までこうなっていたのか、ここに至ったタイミングの理由を教えてください。

○委員長（渡邊 昌行） はい、梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課長、梅前。

これは法人の云々かんぬんというよりはですね、そのマイナンバーを使ってその住民登録証をですね、発行するかどうかという話の中で、やっぱりなるべくマイナンバーカードにしてですね、煩わしさをなくしたほうがいいんじゃないかという話の中で出ておましてですね、今回、この登録カードなしで、登録をした方が住民さんにとっても1つ、カードを持つ手間も省けますし、いいんじゃないかという中で話があつてですね、今回さしていただいて、この条例を見とるとですね、ちょっとこれ、今までないんじゃないのっていう話も出てきてですね、それで改正に至ったっていうことでございます。

○委員長（渡邊 昌行） はい、他よろしいですか。

はい。ないようですので、本件に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○委員長（渡邊 昌行） 挙手全員です。

従って、議案第37号玉城町印鑑条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

日程第2 議案第38号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次に、議案第38号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由は、すでに本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

追加説明はありますか

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（渡邊 昌行） 追加説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。質疑ありませんか。

質疑ないようですので、これで本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。通告はありませんでしたので、討論を省略し直ちに採決を行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○委員長（渡邊 昌行） 挙手全員です。

従って、議案第38号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

日程第2 議案第39号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について

○委員長（渡邊 昌行） 次に、議案第39号玉城町手数料徴収条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案説明理由及び並びに補足説明はすでに本会議の中で行われておりますが追加説明があればお願いします。

追加説明ありませんので、質疑を行います。

発言を許します。質疑ありませんか。

はい、小林委員

○委員（小林 豊） 小林。

条例改正によってですね手数料が、減るかなと思うんですけど。

そういうことじゃないんですかね。

動向がどうなるかだけお願いしたいと思います。

○委員長（渡邊 昌行） 税務住民課 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課長、梅前。

手数料が減るかと言われますと、表示の方が7件からですね5件になった影響というのは、ちょっと見てないんですけども。

普通、5件以上の土地と家屋の財産をお持ちの方が、どれくらい居るかっていうことになるかなと思うんですけど、税務住民課といたしましては、さほど変わらないんじゃないかというふうな思いをしております。

以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） 他に質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○委員長（渡邊 昌行） 挙手全員です。

従って、議案第39号玉城町手数料徴収条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

日程第2 議案第42号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止について

○委員長（渡邊 昌行） 次に、議案第42号、指名競争及び随意契約に関する条例の廃止に

ついてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明はすでに本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

追加説明はありますか。説明はありませんので、質疑を行います。

質疑、発言を許します。

質疑ありますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(渡邊 昌行) これで、本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○委員長(渡邊 昌行) 挙手全員です。

従って、議案第42号、指名競争及び随意契約に関する条例の廃止については、原案の通り可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

これをもって、本委員会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○委員長(渡邊 昌行) 異議なしと認めます。

これで総務産業常任委員会を閉会します。

なお、審議内容の詳細は会議録をご高覧いただくこととし、本会議での委員長報告は、主な事項及び結果の報告といたしますので、ご了承願います。

ご苦労さまでした。

(午前9時24分 閉会)